## 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

## 平成 29 年度 ヒカリ興業奨学基金 奨学生募集要項

給付型奨学金のご案内です。お問合せ・申請は江戸川区社会福祉協議会 担当:浜崎まで。

〒133-0061 江戸川区松島1-38-1グリーンパレス1階 03-5662-5557 (平日8:30~17:15)

項目	161 江戸川区松島1-38-1クリーンハレス1階 03-5662-5 	備考
1申請要件	申請する者は次の要件を備えなければならない。	<ul><li>※③については、申請時点</li></ul>
	① 学費の調達が困難であること。	で入試に合格していなく
	② 初回給付の年度当初の時点で 20 歳未満であること。	ても申請できますが、全て
	③ 高等学校・専修学校高等課程および高等専門学校、大学・短期	不合格となり進学しない
	大学・専修学校専門課程、およびこれらと同等と認められる学	場合は給付取消しとなり
	校への進学を予定していること。(通信制不可)	ます。
	※生活保護受給世帯は対象外。ただし進学後に世帯分離する場合は	※進学校所在地は不問で
	これに限らない。	すが、平成30年度からの
		新入生に限ります。
2 給付金額	(1)大学生 年間給付額 240,000円	平成 30 年租給付予定人数
	(2)高校生 年間給付額 150,000円	(1)4名程度
	※上記の金額を就学予定の学校の所定就学期間給付する。	(2)4名程度
	ただし上記を基本とするが、(1)には短期大学および専修学校専門	※生活福祉資金の教育支援
	課程、(2)には高等専門学校および専修学校高等課程、およびこれ	資金の貸付を受けていても
	らと同等と認められる学校を含むものとする。	支給を受けられます。
3 奨学金の	奨学生は、給付を受けた奨学金を、学校の入学金・授業料等の学校	
使途	納付金およびその他の学業に必要な経費に充てるものとする。	
4 申請方法	2018年2月19日(月)江戸川区社会福祉協議会必着で、次の書類を	・高等学校卒業程度認定試
締切	提出すること。持参または郵送可。	験合格者については、自己
	① 申請書(本人・保護者の自筆署名)用紙 B	推薦書によりますので、本
	② 進学直前の学校長の発行する推薦・意見書・調査書等(給付申	会までご連絡願います。
	請者調査意見書 <b>用紙 C</b> これによりがたい場合は学校所定の	・③については、申請時点
	もので可。)	において合格発表が間に
	③ 進学予定の学校がわかる書類の写し(合格通知書、学費納入通	合わない場合、用紙Bにそ
	知書等で、書類に本人の氏名の記載があるものに限ります。)	の旨を明記し、決定次第速
	※①②は江戸川区社会福祉協議会窓口配布またはホームページから	やかに提出してください。
	ダウンロードしてください。	
5 給付方法	申請結果は、平成30年3月下旬(予定)郵送通知予定。	・第1回の給付は4月下旬
	学校への入学確認の上、給付を行う。奨学金は年2回に分けて東京	の予定です。
	都社会福祉協議会から直接本人銀行口座に振り込むものとする。	
	奨学生は、適時、別に定める「状況報告書」を提出するものとし、	
	次項の停止事由に該当しない限りは、奨学金を給付する。	

項目	内容	備考
6 奨学金給	次のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付は停止	
付の停止	または取り消しとなる場合がある。(給付期間中にこれらの事項に該	
	当するようになった場合はその時点以降の給付を中止する。)	
	① 傷病などのため、就学の見込みがないとき。	
	② 入学しない、または退学したとき。	
	③ 停学その他の処分を受けたとき。	
	④ 学業・素行が著しく不良となったとき。	
	⑤ 本会の定める関係書類を提出しないとき。	
	⑥ その他、奨学金を必要としない事由が生じたとき。	
7 奨学生の	奨学生は、次のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに	・報告方法は、給付決定後に
報告義務	その旨を書面により本会に届け出なければならない。	直接本人宛にお知らせしま
	① 学校在籍中に下記の状況が生じた時	す。
	退学、転学、転校、停学、休学、長期の欠席、留学など	・「状況報告書」および「在
	② 本人・保護者の住所、電話番号、奨学金振込口座などの変更	学証明書」は年2回提出いた
	状況により、奨学金給付の継続が可能な場合もあるが、これらの報	だきます。
	告が遅延した場合や虚偽の報告が行われた場合は奨学金の返還を求	・提出書類は本事業の目的以
	めることがある。また、奨学生は給付決定後、手続きのための各種	外には使用しません。ただし
	書類(顔写真付)を、在学中(奨学金受給中)には「状況報告書」および	基金寄附者に報告する際に
	「在学証明書」、卒業時の進路決定時には「進路報告書」を東京都社	使用することがあります。
	会福祉協議会に提出するものとする。	
8審査基準	申請者の数が、予定人数を上回る場合は、次の各号に該当する者を	
	優先するものとする。	
	① 本人が親から経済的扶助・援助を受けていない(死亡・遺棄・行	
	方不明・養育放棄等)	
	② ひとり親家庭	
	③ 本人または親が障害者	
	④ 高校進学の場合、進学校が(国)公立であること	